

小倉特許情報

 OGURA & CO.

小倉特許事務所

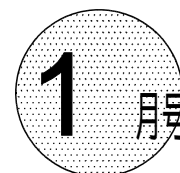
弁理士 小 倉 正 明

事務所〒105-0004 東京都港区新橋5丁目13番4号 Y M G 新橋ビル5階

2007・1・10

TELEPHONE:81-3-3436-2398 TELECOPIER(FAX):81-3-3436-1307

お問い合わせ E-mail : info@ogurapatent.com



1. 特許出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用の変更について

特許出願において、2007年4月1日以降に拒絶理由通知に対する応答期間の期間延長請求書を差し出すものから、拒絶理由通知に対する応答期間の延長に関する運用が変更されます。なお、2007年3月31日以前に拒絶理由通知がなされた出願であっても、期間延長請求書を2007年4月1日以降に差し出す場合には、変更後の新たな運用が適用されます。

《2007年4月1日以降の運用》

拒絶理由通知の応答期間内に対応できない以下の2つの合理的な理由がある場合に限り、応答期間の延長を請求することができます。

- 理由 : 拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験を行う場合
- 理由 : 拒絶理由通知書や意見書・手続補正書等の手続書類の翻訳を行う場合

さらに、出願人が国内居住者が在外者かによって延長請求できる期間が異なります。

出願人が国内居住者の場合	出願人が在外者の場合
理由： のみ 期間： 1 か月（期間延長請求書を1通提出）	理由： 又は 期間： 最大3 か月（1通の期間延長請求書により延長される期間は1か月で、3通まで提出することができる。但し、理由 による期間延長請求書は1通のみ。）

2. ジェトロにおける日本企業の知財保護支援事業強化の取り組みについて

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、2007年は海外市場における日本企業の知的財産を保護するための対策事業の拡大・強化を図り、4月には、知的財産部門を中心とした本部組織の改編を検討していることを公表しました。

具体的な取り組みは以下の通りです。

- (1) 海外のジェトロ事務所を中核とし、進出日系企業を組織化した知的財産問題対策グループ（IPG）を、中国・ベトナムの他、インド・ロシア・インドネシアなど新興市場にも拡大
- (2) 模倣品・海賊版問題のグローバル化に対応するため、米国商工会議所や欧州産業連盟等の欧米経済団体と二セモノ対策で連携
- (3) 中国発の二セモノによる第三国市場での日本企業真正品の圧迫回避ため、第三国政府取締機関に対する情報提供等の個別案件の対応を強化

3.平成19年度予算に係る新連携対策補助金(事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業)の公募について

中小企業庁では、中小企業が事業の分野を異にする事業者(中小企業、大企業、個人、組合、研究機関、NPO等)と有機的に連携して、その経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を有効に組み合わせ新事業活動を行い、新市場創出、製品・サービスの高付加価値化を目指す取り組みについての支援の公募を2007年2月より行います。

(中小企業庁ホームページより抜粋)

【事業概要】

(1)事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取り組みを支援します。具体的には、複数の中小企業が連携して行う新事業に必要な新商品開発(製品・サービス)に係る実験、試作、研究会、マーケティング調査等に係る経費を補助します。

(2)連携体構築支援事業

専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具体化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援します。具体的には、連携構築に資する規約の作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助します。

<スキーム>

国(経済産業局) (3分の2補助) 連携体代表者(中小企業者等)

【交付の対象】

1.補助の対象となる要件

(1)事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者であること。

(2)連携体構築支援事業

中小企業者であること。

2.補助率

補助対象経費の3分の2以内

3.補助金額

(1)事業化・市場化支援事業

1.事業化・市場化

1件あたりの補助金額は、2,500万円以内

2.技術開発を伴う事業化・市場化

1件あたりの補助金額は、3,000万円以内

(2)連携体構築支援事業

1件あたりの補助金額は、500万円以内

4.補助事業期間

交付決定日から平成20年3月31日まで

上記事項の詳細につきましては、下記URLを御覧ください。

1.【特許出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用の変更について】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/kyozetu_entyou.htm

2.【日本企業の知財保護支援事業を強化】

<http://www.jetro.go.jp/news/releases/20061227669-news>

3.【平成19年度予算に係る新連携対策補助金(事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業)の公募について】

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/070109shinrenkei_koubo.htm

以上